

# 北九州地区労連ニュース

2022年10月号 No. 192

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
 メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747  
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ  
 あきらめずに電話して下さい  
 秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン  
**093-921-0747**  
 k\_roren@ybb.ne.jp

## 北九州地区労働組合総連合（北九州地区労連） 第34回定期大会書面決議報告！

雨あがり

去る9月18日(日)に予定していましたが、台風直撃により書面決議としました。その結果すべての議案が承認されましたので報告します。さらに、役員選挙については、立候補者全員の当選が確定しましたので合わせて報告します。(4)面に掲載

が激増しています。引き続き相談体制を強め解決を目指していきたいと思えます。

法違反の「国葬」を推進する岸田政権の支持率が急落しています。今まさに、市民と野党の共闘をさらに前進させ、憲法をいかに政治の転換をめざすことが求められています。

コロナ禍であっても感染対策を十分に行い、顔を見合せてきました。今回はやはり台風・自然相手でもうしても開催できませんでした。

ロシアのプーチン大統領が2月に開始したウクライナ侵略戦争は、世界中を揺るがす事態となっています。世界中の国々がロシアの侵略を批判し、平和の秩序を守れという世論が広がっています。プーチン大統領は「核兵器使用」をほめめかし、世界中で非難の声が上がっています。

新型コロナウイルスの感染拡大が始まって2年8か月が経過します。この間、市民のいのちと健康を守るために医療・介護の仲間が昼夜を問わず奮闘しています。ソーシャルワーカーの人たちが市民生活を守るため、長時間過密労働で休みも取れず、働き続けメンタルになる人も増えています。

【議長 決意表明】  
 労働者の権利と市民の生活を守るために

核兵器は抑止力ではなく、使用の危険性を持っていることが明らかとなり、核兵器禁止条約の重要性が再認識されています。原水爆禁止世界大会では、日本に対して唯一の戦争被爆国にふさわしい役割を強く求められました。

新型コロナウイルスが長期化するも「市民のいのちとくらしを守る」ため北九州市政に変える事が求められています。年明けには市長選挙が行われます。北橋市政16年の検証を行い、本当に市民のための市政を実現させる運動にも取り組みましょう。

北九州地区労連定期大会は、台風の直撃が予想される中、残念ながら書面開催となりました。議長の永富ですが書面決議では、引き続き議長として信任いただき感謝しています。

7月の参議院議員選挙は改憲勢力が3分の2の議席を確保しました。岸田政権は、新型コロナウイルス対応、原発新増設などのちを軽視し国民を無視した政治を推し進めています。政治を歪める旧統一教会との関係を明らかにしない姿勢や、憲

法違反の「国葬」を推進する岸田政権の支持率が急落しています。今まさに、市民と野党の共闘をさらに前進させ、憲法をいかに政治の転換をめざすことが求められています。

北九州地区では、コロナ禍ということも要因にあるのか労働者がセクハラ・パワハラ、解雇や給料不支給など働く権利が侵害され、地区労連への相談

が激増しています。引き続き相談体制を強め解決を目指していきたいと思えます。

新型コロナウイルスの感染拡大が始まって2年8か月が経過します。この間、市民のいのちと健康を守るために医療・介護の仲間が昼夜を問わず奮闘しています。ソーシャルワーカーの人たちが市民生活を守るため、長時間過密労働で休みも取れず、働き続けメンタルになる人も増えています。



議長 決意表明  
 労働者の権利と市民の生活を守るために

核兵器は抑止力ではなく、使用の危険性を持っていることが明らかとなり、核兵器禁止条約の重要性が再認識されています。原水爆禁止世界大会では、日本に対して唯一の戦争被爆国にふさわしい役割を強く求められました。

新型コロナウイルスが長期化するも「市民のいのちとくらしを守る」ため北九州市政に変える事が求められています。年明けには市長選挙が行われます。北橋市政16年の検証を行い、本当に市民のための市政を実現させる運動にも取り組みましょう。



★クラウドファンディングの期限は10月末まで  
 北九州平和資料館ホームページ  
<https://kitakyushu-heiwa.com/>  
 ★募金振込先  
 福岡銀行 相生支店  
 普通 1263305  
 小松 芳子

北九州市民による長年の運動で「北九州市平和のまちミュージアム」が4月にオープンしました。これを機に、若松にあった私設の「北九州平和資料館」(2013年開設)が8月25日に閉館しました。しかし、管理人の小松芳子さんの元には来館者から「資料館を残せないんですか」との訴えが多く寄せられ、そしてロシアによるウクライナ軍事侵襲が始まり、「戦争を伝える場所を残さなくては」と小松さんは自分で資料室を開くことを決意されました。彼女は元小学校の教員で、全教北九州の仲間でした。平和学習では、戦争の事実を学ぶだけではなく、「自分はどう考えるか、どうしていきたいのか」と問い掛けることを心掛けていたそうです。今まさに私たちにも問い掛けられていることではないでしょうか。来年6月のオープンを目指してクラウドファンディングと寄付で資金を募っています。皆さんのご協力をお願いします。(大)

# 10月8日から最低賃金900円に

10月6日(木) 北九州地区労連は、北九州共闘・ユニオン北九州の仲間と8日から900円に引き上げられる福岡県の最低賃金について小倉駅で宣伝行動に取り組みました。

870円から30円の引き上げで900円となる最低賃金ですが、私たちの上部団体である全労連の全国調査では、沖縄でも東京でも北海道でも生活費として25万円程度が必要と調査結果が出ており時間給になおすと1500円です。

最賃900円では、一日8時間働き、月22日で158,400円にしかなりません。これから税金・社会保険・家賃・食費・光熱費を払えばいくら残るでしょう。最低賃金制度は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するため、憲法25条の生存権に基づき作られた法律です。使用者は、最低賃金以上の賃金を支払わないと処罰されます。

今、異常な円安で10月だけで6500品目以上が値上がりし、年間8万円負担が増えています。円安の原因は、ロシアのウクライナ侵略とアベノミクスの失敗にあると言われています。

政府は、アベノミクスで景気が回復したと主張してきました。大企業は確かに空前の利益をあげ、内部留保を積み上げ、お金持ちは株価の高騰でさらに財産を増やしました。一方で労働者は、この30年間賃金は上がらず、それどころか消費税増税や社会保障負担も増え実質賃金は下がり続けています。

こんな状況で岸田首相は、16億円もの巨額な税金をかけた安倍元首相の国葬を強行しています。

全国一律最低賃金制度の時間給1500円を実現し、国葬についても責任を引き続き追及するため、市民のみならず共に取り組む決意を地区労連として永富議長が訴えました。

ユニオン北九州や北九州共闘の仲間からも訴え、小倉駅でピラ配りをしていた青年が「最低賃金の取組、あまり考えてなかったが大事な事。日本をよくするため頑張る」と飛び入りで決意表明するなど今までになく取り組みとなりました。



# 国民の反対を無視して国葬強行

岸田政権は、世論調査で6割を超える反対の声を無視し、9月27日安倍元首相の国葬を強行しました。

平和をあきらめない北九州ネットでは、前日の26日に小倉駅で「国葬反対」の宣伝行動を取り組み90人を超える市民が集まりました。

岸田首相は、「歴代最長の在任期間」「総理大臣の重責を担い、大きな実績を残した」からと国葬にした理由としていますが、森友・加計学園、桜を見る会などの政治の私物化、国民の6割が反対した戦争法の強行可決など評価できない点が多くあります。

アベノミクスで景気が回復したと一部の評価も、この30年間上がらない賃金に消費税増税と社会保障負担増で実質賃金は下がっています。

こんな人物を16億円もの税金を使って国葬で讃える事が妥当なのか、ネットで見た国葬に関するアンケートでは、「コロナ禍で大事な税金を使うのか」「物価高騰の中、国葬に多額の費用理解できない」など批判の声が並んでいます。そもそも国葬は、内閣だけで決めているのでしょうか。

★謹んでご冥福をお祈り申し上げます

先日、イギリスのエリザベス女王の国葬がありました。国会の承認のもと実施されたこと聞きます。せめて国会での議論が必要ですね。

参加した弁護士・女性団体・労働組合・個人が次々と国葬反対のスピーチを述べました。スピーチを聞いた青年が「自分も国葬に反対です」とマイクを握り訴え、市民から多くの共感を得る行動をなりました。

自民党と旧統一教会との密接な関係も次々と明らかになっています。国葬が終わっても引き続き岸田政権の責任を追及し、憲法改悪を断念させ、国民生活を応援する政治へと転換させましょう。



堀田和夫は、10月4日午前8時28分、80歳にて生涯をとおしましたことをお知らせいたします。

人々のために精一杯尽くしてきた人生でした。市の職員として、また退職後は労働相談員として、様々な活動に力を注いでおりました。

FBでは活動の様子そして趣味で撮影したお花や鳥や自然の写真などを投稿し、皆様からの反応を楽しみにしていました。

FBのお友達の方々、生前お世話になりました皆様へ、賜りましたご厚情に深く感謝申し上げます。

長いあいだ、本当にお世話になりました。ありがとうございます。

Facebookの前事務局長和夫さんの家族の投稿より

北九州地区労連は、12月18日(日)17時より生涯学習総合センターで「偲ぶ会」(仮称)を開く計画中です。正式にまたご案内します。

# 秋季年末闘争

## 【市職労】

### 〈本年の給与報告・勧告のポイント〉

月例給、ボーナスともに引上げ  
 ① 民間給与との較差612円(0.15%)を解消するため、給料月額を引上げ  
 ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、引上げ分は勤勉手当の支給月数に反映

### 1 民間給与との較差

民間事業所の従業員給与  
 本市職員の給与 較差  
 395,602円 394,990円 612円(0.15%)  
 (注) 1 本市職員は行政職、民間は行政職に相当する事務・技術関係職種のものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較(新規採用者を含まない。)

2 調査対象事業所は、企業規模、事業所規模ともに50人以上の病院を除く市内民間事業所 382 事業所から、無作為抽出された149事業所

### 2 勧告の内容

(1) 本年の給与改定について  
 月例給について  
 行政職給料表

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向、市内民間事業所の初任給の状況及び人員構成等を考慮の上、若年層に重点を置いた改定

イ その他の給料表 行政職給料表及び国家公務員の俸給表との均衡を考慮した改定  
 ウ 実施時期 令和4年4月1日

### 3 報告の内容

(1) 本年の給与改定について  
 期末・勤勉手当(ボーナス)について  
 民間の支給月数(昨年8月〜本年7月)は 4.41 月であるため、国に準じて期末・勤勉手当の支給月数を年間4.40月とし、引上げ分は勤勉手当への反映が適当(職員の昨年実績 4.30月)

(2) 人材確保について  
 当委員会においては、より効果的な情報発信に取り組むとともに、任命権者においては、働き続けたいと思われる魅力ある勤務環境づくりに引き続き取り組まれない。

(3) 人材育成について  
 若手から高齢期までの職員一人一人が、各々の役割を担いながら、能力を発揮し、成長していくことができるよう、「北九州市人材育成基本方針」に掲げる取組を着実に推進されたい。

(4) これからの人事・給与制度について  
 引き続き、人事評価制度の定着及び適切な実施を図るとともに、本市の実情に即した評価制度等について調査・研究されたい。

(5) 障害者雇用について  
 それぞれの障害特性や個性に応じた、能力を有効に発揮できるように、合理的配慮に対する理解を浸透させていくとともに、勤務環境の整備にも取り組むなど、引き続き調査・研究を進められたい。

(6) 定年の引上げについて  
 円滑に制度が運用できるよう必要な準備を着実に進め、定年引上げ完成時に向けた更なる措置等の取組について、本市の実情に即した調査・研究を進められたい。

(7) 本市職員の働き方について  
 ア ワーク・ライフ・バランスの推進について  
 テレワーク等の広がりに伴う勤務時間管理の複雑化への対応等、想定される課題の検討を十分に行い、多様な働き方の実現に向けた取組を推進されたい。

イ 時間外勤務の削減について  
 時間外勤務の上限時間を遵守することはもとより、上限規制

が適用されない特例業務に係る要因の整理、分析及び検証を十分に行うとともに、一部の部署や職員に負担が集中することなないように適切なマネジメントを行い、業務量に応じた人員配置に努める必要

ウ 教職員の長時間労働の改善について  
 学校現場の特殊性も踏まえ、更なる業務の効率化や業務分担の見直しを進め、教職員が本来の業務に注力し、児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できる環境の整備に取り組みられたい。

エ 女性職員の活躍推進について  
 多様な職務経験の付与や能力開発支援などの人材育成の強化及び、柔軟な働き方の推進などの仕事と生活を両立できる職場環境づくりに向けた取組を進めていくことが重要

(8) 心の健康づくりについて  
 メンタルヘルズ研修によるセルフケアやラインケアの推進など、職員が心身ともに健康で、安心して働き続けられるよう、組織的な取組を更に進められたい。

(9) ハラスメントの防止について  
 研修等を通じ、誰もがハラスメントの当事者になり得るとの

認識を浸透させるとともに、相談に対しては、組織の問題として迅速に対応するなど、引き続きハラスメントのない職場環境づくりを推進されたい。

(10) 公務員としての自覚をもつて  
 任命権者においては、引き続き、職員の倫理意識の高揚に努めるとともに、事務の適正な執行を確保し、不祥事の根絶に向けて取り組まれたい。

職員においても、高い倫理観と自覚を持ち、全体の奉仕者として市民の信頼に堪えていただきたい。

### 【参考】

〈報告・勧告どおり給与改定が実施された場合の本年度の平均年間給与(行政職給料表適用職員)〉

改定前 改定後 増減額(率)  
 642,000円 647,100円 5,100円(0.79%)  
 (注) 新規採用者を含む。

### 〈人事院給与勧告の概要〉

3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ

① 官民給与の較差(921円0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ

② ボーナスを引上げ(0.10月分)、引上げ分は勤勉手当に配分

労働法コラム 第93回

# 雇止めについて



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

1 一年以上前になりますが、雇い止めについてコラムを書きました。

そこで指摘した問題点が顕在化した事件を受任しましたので、報告致します。

2 まず雇止めは、有期契約労働者が、契約更新の申し込みをした場合、又は、期間満了後、遅滞なく有期労働契約の申し込みをした場合（労働契約法19条）、有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的理由があり、使用者が労働者の申し込みを拒絶することが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上、相当であると認められないとき等に雇止めをすることができず、当然に労働契約が更新されることを指摘しました。

3 さらに、2013年4月1日以降、締結された有期労働契約が5年を超える場合、労働者からの無期転換権が認められており（労働契約法18条1項）、使用者が5年を迎える直前に雇止めすることにより、無期転換権の発生を防止する等の脱法的対応をするを指摘しました。

4 現在、やっつけている事件はまさにこの事案です。ある地方公共団体から入札によりバス運行の業務委託を受けた使用者が、1年更新の期間の定めのある労働者にバスを運転させていたという事案で、4回更新され、まさに5年目に入る無期転換権が生ずる5回目の更新時に、バス運行の業務委託が切れたとして、雇止めをしました。もともと、その時点より数カ月前に、同一団体から全く同一の業務を受託しております。そして、期間の定めのあるバスの運転手に対して、新規の労働契約であることを明確にするために、ハローワークを通じて応募させ、全く同一の業務に新規採用（実質5年

目）の労働者として採用したというケースです。なお、採用された9割以上の人が元同一労働に従事していた従業員です。

5 依頼者は、無期転換権の潜脱であるとして、本訴を提起することとしました。

このような期限の定めのある労働者の地位を保護する労働契約法の趣旨を潜脱するやり方を認めるわけにはいきません。

裁判所からも、なぜ、更新せず、敢えてハローワークを通じた募集をしたのか、という釈明がなされております。勝利に向けて、労働者、組合と協力して闘っていきましょう。

められないとき等に雇止めをすることができず、当然に労働契約が更新されることを指摘しました。

3 さらに、2013年4月1日以降、締結された有期労働契約が5年を超える場合、労働者からの無期転換権が認められており（労働契約法18条1項）、使用者が5年を迎える直前に雇止めすることにより、無期転換権の発生を防止する等の脱法的対応をするを指摘しました。

4 現在、やっつけている事件はまさにこの事案です。ある地方公共団体から入札によりバス運行の業務委託を受けた使用者が、1年更新の期間の定めのある労働者にバスを運転させていたという事案で、4回更新され、まさに5年目に入る無期転換権が生ずる5回目の更新時に、バス運行の業務委託が切れたとして、雇止めをしました。もともと、その時点より数カ月前に、同一団体から全く同一の業務を受託しております。そして、期間の定めのあるバスの運転手に対して、新規の労働契約であることを明確にするために、ハローワークを通じて応募させ、全く同一の業務に新規採用（実質5年



められないとき等に雇止めをすることができず、当然に労働契約が更新されることを指摘しました。

3 さらに、2013年4月1日以降、締結された有期労働契約が5年を超える場合、労働者からの無期転換権が認められており（労働契約法18条1項）、使用者が5年を迎える直前に雇止めすることにより、無期転換権の発生を防止する等の脱法的対応をするを指摘しました。

4 現在、やっつけている事件はまさにこの事案です。ある地方公共団体から入札によりバス運行の業務委託を受けた使用者が、1年更新の期間の定めのある労働者にバスを運転させていたという事案で、4回更新され、まさに5年目に入る無期転換権が生ずる5回目の更新時に、バス運行の業務委託が切れたとして、雇止めをしました。もともと、その時点より数カ月前に、同一団体から全く同一の業務を受託しております。そして、期間の定めのあるバスの運転手に対して、新規の労働契約であることを明確にするために、ハローワークを通じて応募させ、全く同一の業務に新規採用（実質5年

		【2022年度役員】			
議長	永富 雅生	北九州市職労 一般評議会	常任幹事	再	再
副議長	安達 靖史	医労連健和会労組	執行委員長	新	再
	小橋 弘子	北九州地域一般労働組合	副議長	再	再
	新屋 敷浩二	福建労北九州支部	書記長	再	再
	道下 哲也	北九州地域一般労働組合	書記長	再	再
事務局次長	永吉 孝一	全教北九州市教職員組合	書記長	再	再
事務局次長	今泉 礼二	JMITU福岡地方本部	書記長	再	再
幹事	池田 征治	北九州地区国公	事務局長	再	再
	今泉 慎次	JMITU八幡地域支部	書記長	再	再
	大島 正	全教北九州市教職員組合	執行委員	再	再
	大山 祥子	北九州市学校嘱託職員労働組合	執行委員長	再	再
	小田 恭司	全日本年金者組合北九州協議会	事務局長	再	再
	川上 洋一	福建労北九州支部	特別執行委員	新	再
	中村 忠徳	医労連水ボロ労働組合	執行委員長	再	再
	中田 寛昭	KOHO労働組合	委員長	再	再
	細川 達也	医労連健和会労組	書記長	再	再
	真島 裕子	北九州市職労	書記次長	再	再
会計監査	大場 篤	福建労北九州支部	書記局	再	再
	仲築 間省三	全日本年金者組合北九協議会		再	再

日々の労働相談から様々な訴えの企画や運営をありがとうございます。救われる労働者の方々がたくさんいると思います。微力ですが関わることができ光栄です。世の中のニユーアを見てみると労働者に酷いことをする会社は後を絶たないなど感じています。自分たちの身近な環境も振り返りながら、やれることから頑張つて、労使が協力し合える関係が築けたらなと思います。1年間よろしくお願いたします。

2022年度地区労連役員幹事になりましたJMITU八幡地域支部書記長の今泉です。

2018年に福岡地本書記長の兄と支部副委員長の雪竹さんの勧めによりJMITU八幡地域支部の青年分会に加盟し、2020年に八幡地域支部書記長に任命されました。

まだまだ組合の事は多くはわかりませんが、頑張っていきたいと思しますので、宜しくお願いします。



幹事 中田 寛昭  
(KOHO労働組合)



幹事 今泉 慎次  
(JMITU八幡地域支部)

地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。地区労連ニュース5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)